

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年12月 3日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	非常用ディーゼル発電設備用軽油タンク(B)の配管(防油堤内)において、軽油の漏えい(約300ミリリットル)が認められたため、当該配管を点検・修理。また、漏えい箇所について応急処置及び当該配管元弁を閉じ、漏えい停止。 なお、消防署による現場確認の結果、危険物の漏えい事故であると判断された。	G II	12月3日 公表済み

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機(B)吐出圧力計元弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
2	3号機	原子炉建屋天井クレーンの北東側駆動用車輪において、工場持込点検を実施したところ、車軸及び車輪に線状の傷が認められたため、当該箇所を点検・修理。	G III	
3	3号機	残留熱除去機器冷却系ポンプ(D)において、反駆動側軸封部より漏えいが認められたため、当該軸封部を点検・修理。	G III	